

5 福薬業発第 3 8 1 号
令和 5 年 1 1 月 2 4 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会
常務理事 千代丸 康重

薬局機能情報提供制度の G-MIS アカウント発行申請について（周知依頼）

平素より、本会業務に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

令和 5 年 11 月 13 日付「5 福薬業発第 3 6 2 号__薬局機能情報提供制度の改正等について」において、薬局機能情報提供制度の実施要領等についてお知らせしたところです。福岡県保健医療介護部薬務課より福岡県内の 2 0 0 以上の薬局において「G-MIS の申請が行われていない」、もしくは「誤って登録されている」等の状況であるのご報告がありました。

つきましては、11 月 22 日に該当する薬局へ個別に別添の文書が発送されますので、文書が届いた薬局におかれましては、内容をご確認の上、ご対応いただきますようよろしくお願いいたします。

ご多忙中とは存じますが、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

薬局管理者 殿

福岡県保健医療介護部薬務課長
(薬事係)

新しい薬局機能情報提供制度及びG-MIS アカウント発行申請について

本県の薬務行政につきましては、日頃から御協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、薬局機能情報提供制度につきましては、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第8条の2の規定に基づき、本県では毎年1月から3月までを定期報告の期間として定め、県内の薬局開設者からの報告を受け付けているところです。

同制度が全国統一化されることに伴い、令和6年1月5日から3月31日の間に、厚生労働省G-MIS（医療機関等情報支援システム）で定期報告を行っていただくこととなります（従来のふくおか電子申請サービスによる報告受付は令和5年12月に終了）。

G-MISによる報告を行うためには、G-MIS アカウントを取得する必要があります。下記を参照のうえ、各薬局においてG-MISの新規アカウント発行の申請をしていただきますようお願いいたします。

また、同制度に係る報告項目については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則（以下、「省令」という。）第11条の3及び別表第1によって定められているところですが、11月1日に省令が改正され、令和6年1月5日以降の報告項目がこれまでと変更となりますことを併せてお知らせいたします（参考資料(iii)を参照）。

<参考資料>

福岡県のホームページに参考資料を掲載しています。

URL <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/yakkyokukinou.html>

「福岡県 薬局機能情報提供制度」で検索

- (i) 新しい薬局機能情報提供制度の概要
- (ii) 定期報告におけるG-MIS 操作マニュアル
- (iii) 定期報告内容説明書（12月掲載予定）
- (iv) アカウント登録申請操作マニュアル



福岡県のホームページはこちら

記

【インターネットを利用できる方（原則こちら）】

- ① 対 象 薬 局 当文書を受領した全薬局（注1）

② 申請方法 厚生労働省 G-MIS ホームページから申請（注2）

申請ページ：<https://www.g-mis.mhlw.go.jp/user-Registration-Form>

「G-MIS 新規ユーザー登録申請フォーム」で検索

アカウント登録申請操作マニュアル：参考資料(iv)を参照



申請ページ QR
コードはこちら

③ 申請上の注意

- ・登録する「メールアドレス」は、今後必ず確認できるものを使用してください。
- ・「機関名」には薬局開設許可証に記載されている「薬局の名称」を入力してください。
- ・登録に必要な「機関コード」は許可証に記載されている薬局開設許可番号を入力してください。

④ その他注意事項

- ・申請後、アカウントが発行されるまで通常2～3週間程度かかりますが、12月は申請が集中することが予想されるため、アカウント発行までの期間が大幅に延びる可能性があります。早めの申請をお願いします。

(注1) 下記のいずれかの理由により令和5年11月13日時点で G-MIS アカウントが発行されていない薬局へ、当文書を送付しています。

- ・令和5年4月～6月にG-MIS アカウントの発行申請をしなかった。(未申請)
- ・G-MIS アカウント発行申請をしたが、令和5年10月23日にG-MIS 事務局からメールが届かなかった。(申請不備又はメールアドレス誤り等)
- ・令和4年度に薬局機能の定期報告を行わなかった。

(注2) 1薬局につき、1アカウントの申請が必要です。なお、1つのメールアドレスを複数のアカウントに登録することは可能です。

【インターネットを利用できない方】

電子申請による報告ができない薬局は、G-MIS のアカウント申請は不要です。薬局機能情報の報告は、例年通り紙媒体により県へ報告する形となります。

返信用封筒（角形2号）表面に返信先住所、薬局名および「薬局機能情報提供制度に係る定期報告内容説明書在中」を記載のうえ、210円切手を貼付し、次の宛先に送付してください。

〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7

福岡県保健医療介護部 薬務課 薬局機能情報担当宛

=== 問合せ先 ===

福岡県保健医療介護部薬務課薬事係

TEL 092-643-3284

FAX 092-643-3305

メール yakumu@pref.fukuoka.lg.jp